

# 木曾岬町農業委員会総会会議録

令和6年11月5日

木曾岬町農業委員会

## 木曾岬町農業委員会会議録

令和6年11月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 水谷 正行  
2番 伊藤 忠司  
3番 糴 己紀男  
4番 横井 善彦  
5番 花井 一好  
6番 白木 悟  
7番 岡村 なつ枝  
8番 岡村 昇  
9番 白木 斉

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

伊藤 正人  
加藤 英二

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳  
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農用地利用集積計画の公告について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

## 9. 会議

会議内容は次のとおりである。



というものでございます。

本件につきましては、別で配布致しました「令和6年11月5日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないこととなります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが 3-7 番のところ、所有地の利用農地を記載しております。2ページには 3-8 番の利用農地を記載しています。

次に1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、(1)には、作付予定の作物と作付け面積を記載しております。(2)はトラクターや田植機等の機械の所有状況を記載しております。

次に(3)農作業に従事する者ですが、それぞれ受人の農作業歴と、世帯員等その他常時雇用している労働力、④には、申請地までの距離と移動時間を記載しております。

次の2号、3号は該当ありません。

次に第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないこととなります。

4ページにそれぞれの従事状況を記載しています。

次に5号6号については該当なしです。

次に資料の5ページの6周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。記載のとおり、それぞれ支障等はないとしています。

また、資料の6ページの7地域との役割分担につきましても、記載のとおりそれぞれ地域の水利調整や利用調整等に協力するとしています。

以上 3-7 番、3-8 番の申請につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。

続いて、事項書に戻っていただいて3ページをご覧ください。「議案第2号農用地利用集積計画の公告について」説明させていただきます。申請件数は 11-1 から 11-8 の 8 件、計 49 筆の 53,279 m<sup>2</sup>です。賃貸借内容、各土地の所在等につきましては3ページから8ページまでに記載のとおりでございます。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。只今から申請書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[ 休会 午後 7 時 8 分 ]

( 申請書回覧 )

議 長 それでは、申請書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[ 開会 午後 7 時 14 分 ]

議 長 「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の「3-7」、「3-8」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の「加藤英二委員」のご意見を願ひいたします。

加藤英二委員

問題ないと判断しました。

議 長

次に農業委員の「横井善彦委員」のご意見を願ひいたします。

横井善彦委員

同じく問題ありません。

議 長

他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願ひします。

( 特になし )

議 長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第 2 号 農用地利用集積計画の公告について」、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願ひします。

( 特になし )

議 長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませぬか。

( 「異議なし」の声あり )

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3-7」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長 ありがとうございます。  
挙手全員により、「3-7」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 続きまして、「3-8」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長 ありがとうございます。  
挙手全員により、「3-8」は、原案どおり可決決定致します。

議 長 次の「議案第2号 農用地利用集積計画の公告について」は農業委員の■■■■委員の関係ですので、■■■■委員には一度退室していただきます。

( ■■■■委員退室後 )

議 長 それでは採決を続けます。「議案第2号 農用地利用集積計画の公告について」原案に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長 ありがとうございます。  
挙手全員により、「議案第2号 農用地利用集積計画の公告について」は、原案どおり可決決定致します。それでは■■■■委員に戻っていただきます。

( ■■■■委員入室後 )

議 長 以上で本日の議題の審議は全て終了致しました。  
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。  
これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7時 17分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和6年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員